

○10番（深谷秀峰議員） おはようございます。10番深谷秀峰です。通告に従い質問をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

中国湖北省の武漢市が発生源とされる新型コロナウイルス感染の猛威が、今、世界中を震撼させております。武漢市で昨年12月8日に初めて感染が確認されてから、3月4日時点、世界60カ国以上で感染者数は9万人を上回り、死亡者数は3,000人を超えてしまいました。2003年に大流行したSARSは感染者数が8,000人で、死亡者数は774人。2009年の新型インフルエンザは世界214カ国と地域で1万8,000人の死亡者が出ております。いずれも収束まで8か月から1年の期間を要したと言われております。

我が国においては、現在までのところ、28都道府県で感染が発生し、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号での感染者と中国からチャーター機で帰国した感染者を合わせると、その数は1,034人、死亡者は12人となっております。

また、都道府県別で感染者数が多いのは、北海道が80人を超え、最も多く、東京都、愛知県の順となっております。

今朝の茨城新聞1面に掲載された、県内の新型コロナウイルス検査の結果では、延べ187人の検査結果が全て陰性だったということで、幸いにも茨城県では現在まで感染が確認されておりませんが、いつ発生してもおかしくない状態であるのは変わりありません。

そこで、これまで、新型コロナウイルス感染症について、本市における予防対策と今後の取り組みについてお伺いいたします。

初めに、感染症予防対策で2点お尋ねをいたします。

庁舎やその他公共施設等の感染予防対策については、今回の新型コロナウイルスに関して、ウイルスは特定できたものの、有効なワクチン等がなく、症状が出ていない人からも感染するということが感染が拡大しております。また、クラスターと呼ばれる感染者集団の発生がより感染を拡大していると言われており、それを防ぐため、政府は全国の学校に一斉休校を要請いたしました。

そこで、発生後、庁舎やその他公共施設、特に不特定多数の人が訪れる道の駅などの直売施設や温泉保養施設などはどのような対策をとっているのか、お尋ねをいたします。

次に、市民への周知や相談窓口についてであります。

連日のようにマスコミ報道のトップニュースは新型コロナウイルス感染症で、テレビや新聞、インターネットからさまざまな情報が流れてきております。中には、不安をあおるようなデマ情報もありますが、今大事なのは正確な情報です。そのため、本市では、市民に対してどのように感染予防等の周知を行っているのか。また、この感染症に関しての相談窓口の設置状況はどうなっているのかをお尋ねをいたします。

次に、臨時休校中の児童生徒への対応についてお尋ねをいたします。

政府の要請を受け、今月2日から、市内の小中学校は春休みまで臨時休業となりましたが、そこで心配されるのは、学校を離れた児童生徒の健康をどのように確認していくのか。そして、事

前準備がないまま休業になってしまった関係で、学習面での後れが心配されますが、どのように対処していくのか、お伺いをいたします。

あわせて、卒業式等の学年末行事についてはどのように対応していくのか、お聞かせいただきます。

次に、感染が発生した場合の対応について、2点お尋ねいたします。

まず、対策マニュアルについてであります。

きょう現在まで、茨城県では感染者は出ておりません。しかし、先ほど申し上げたとおり、全国の発生状況を見ても、いつ発生してもおかしくない状況であります。もし、本市で感染者が出た場合、そのときの対策マニュアルはどのような手順、段取りになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、県、保健所、近隣自治体との連携等についてお尋ねをいたします。

市内または近隣市町村で新型コロナウイルス感染が発生した場合の対応として、県、保健所になります。また、近隣自治体との連携はどのようにとっていくのか。そして、そのときの市民への情報提供や周知はどう考えているのか、お尋ねをいたします。

次に、大項目の2点目になります。

防災・減災対策についてお尋ねをいたします。

1番目として、昨年の台風19号時の反省点と今後の課題についてお尋ねをいたします。

昨年10月12日から13日にかけて、日本を襲った大型台風19号は、関東甲信、東北地方に記録的な大雨をもたらし、各地に甚大な被害をもたらしました。

本市でも、観測史上最大の降水量を記録し、里川や久慈川などが氾濫、東日本大震災以来の大災害となってしまいました。当時、迅速に対応された市長はじめ、職員の方々に改めて敬意を表する次第であります。

地球温暖化の影響で、今後も、こうした大型台風や集中豪雨などが危ぶまれる中で、5カ月が経過し、これからのためにも、防災・減災の観点から、以下の5項目について、反省点と今後の課題について、お伺いをいたします。

1つ目は、避難指示等、市民への周知であります。

今回の台風19号は大型で、速度も遅く、長時間にわたる降雨で、河川の水位上昇が深夜から翌早朝になったため、避難指示等の市民への周知の判断や方法で非常に難しい点があったと思いますが、どのように対応し、また、どのような課題があると考えているのか、お聞きいたします。

2番目に、土砂災害警戒区域の状況であります。

各地で観測史上最大の雨量を記録した台風19号ですが、多くの土砂災害警戒区域がある本市で、奇跡的にも土砂災害による人的被害がなかったことは不幸中の幸いと言えます。

本市では、平成19年度からハザードマップを作成、随時見直しを行い、全戸配布をし、注意勧告をしてきた経緯があります。それが今回生かされたのかと思いますが、土砂災害の状況とあわせて、当時の避難の状況をお尋ねいたします。

3点目は、災害ごみ等の仮置き場についてであります。

今回の台風では、床上床下浸水や土砂流入など、約350棟もの家屋が被害を受けましたが、直後から、どこに災害ごみを運べばいいのかという問い合わせが私のところにも多数寄せられました。ぬれて泥をかぶった畳や家財道具などは、気温が上がればにおいを発することもあり、少しでも早く生活を再建するには、どこかに運ばなければならないからです。

そこで、今回、市ではどのような点に留意して仮置き場の対処をしたのか。また、今後を考え、仮置き場になり得る場所をもっとリストアップしておく必要があるのではないかと思います。お考えをお伺いします。

4点目は、河川の氾濫、浸水の要因についてであります。

今回の台風被害で最もひどい状況だったのが上流の久慈川の堤防決壊による金砂郷地区の松栄町で、浅川の堤防に挟まれた地形から、水の流れがなく、被害が大きくなったと言えます。また、里川流域では、里美地区や町屋地区で、橋梁の橋脚等に流木やごみが詰まり、それによって浸水被害が起こってしまいました。

復旧作業が進む中で、こうした被害を及ぼした要因をどのように分析しているのか。そして、今後の対応として、国、県への働きかけや連携をどうとっていくのか、お伺いいたします。

5点目は、消防団の水害時の装備等についてであります。

災害時にいつも最前線で活動するのが消防団で、今回の台風19号でも多くの消防団員が、深夜、大雨の中、市民の生命、財産を守るため、活動していました。幸いにも、今回本市で人的被害がなかったのは、彼ら消防団の活躍なしでは考えられなかったと言ってもいいでしょう。

しかし、台風の大雨の中、ろくな雨具もなく、ずぶぬれの団員もいたそうで、火災時の装備に比べ、いかに水害活動時の装備が十分ではないのではないかと思います。

そこで、雨がっぱや長靴、夜間活動のためのヘッドライトなど、装備の充実について考えをお伺いいたします。

以上、答弁をお願いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症対策について、感染症予防対策についての1点目の庁舎やその他公共施設等の感染予防対策についてお答えいたします。

本市におきましては、市新型インフルエンザ等行動計画に基づき、2月26日に新型コロナウイルス警戒本部会議を立ち上げ、この会議の中におきまして、庁舎や温泉施設など、指定管理を行っている施設も含め、公共施設全体の対応、対策について確認を行ってきているところでございます。

その内容につきましては、手洗いなどの慣行を勧奨する周知、チラシの掲示、手指消毒液の設置、窓口のカウンターやテーブルなどの消毒液による清掃や換気を行うなどとしてございます。また、イベント、会議等の中止、延期や、一部の施設においては利用制限、停止を行っているところでございます。なお、消毒液につきましては、在庫の一括管理を行うことにより、適切に配置できるよう調整を図っております。

2点目の市民への周知や相談窓口についてでございますが、市民への新型コロナウイルス感染症に関します情報につきましては、国、県の最新情報を確認し、防災無線や広報紙、市のホームページ等において、随時更新し、周知を行っているところでございまして、今後におきましても、市民の皆様迅速に正確な情報提供に努めてまいりたいと存じます。

相談窓口につきましては、厚生労働省の電話相談をはじめ、茨城県の各保健所に設置してあります帰国者接触者相談センターや県庁内の専用相談電話等の周知を行っておりまして、市におきましては健康づくり推進課を相談窓口とし、市民の皆様からの相談に対応しているところでございます。

続きまして、感染が発生した場合の対応についての1点目の対策マニュアルについてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新型感染症が発生した場合の対応といたしまして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、平成27年3月に常陸太田市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定してございまして、今回の新型コロナウイルスに対しましては、この計画を対策マニュアルとして対応を進めているところでございます。

この計画に基づき、2月21日に情報連絡会議を開催し、この後、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が出されましたことから、2月26日に副市長を本部長とします第1回警戒本部会議を開催、第2回目を28日に、第3回目を3月4日に行いまして、対応対策を進めているところでございます。

今後、県内または市内におきまして、感染者が確認された場合には、警戒本部から対策本部へ移行し、さらなる対応、対策を進めていくこととなりますが、県との連携を密にしながら、情報の収集、共有、分析を行い、感染症拡大を最小限に抑えるための対策といたしまして、引き続いての感染予防対策の徹底、市内医療体制の確保のため、市医師会等との連携、これらの感染予防対策や医療体制も含め、必要な情報をできる限りリアルタイムで市民へ周知するなど、迅速、的確な対応を行ってまいりたいと存じます。

2点目の、保健所、近隣自治体との連携等についてでございますが、本市の新型コロナウイルスの対応におきまして、感染に係る検査や陽性者の対応、陰性者への経過観察、濃厚接触者や陽性者の周りの状況の観察等におきましては、管轄保健所であるひたちなか保健所が主体となりますことから、新たな情報の聴取や直近の状況などを確認するなど、連携を密に図りながら対応してまいりますとともに、近隣自治体に対しましては、対応状況の確認など、相互に情報交換を行いながら、連携を図ってまいりたいと存じます。

また、市民への情報提供等につきましては、先にも申し上げましたが、市広報紙、ホームページ、防災無線などのほか、利用できる媒体は活用しながら、迅速な情報提供を行ってまいります。

○成井小太郎議長 教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 感染症予防対策について、3つ目の質問、臨時休校中の児童生徒への対応

についての質問についてお答えいたします。

令和2年2月28日に国及び県より、新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校等における一斉臨時休業についての通知を受け、本市におきましては、新型コロナウイルスの感染症対策のため、3月2日より3月24日まで、市内小中学校一斉臨時休校としました。

臨時休校期間中の児童生徒の健康状態につきましては、各学校において、定期的に電話連絡や家庭訪問等を通して確認します。あわせて、人の集まる場所などへの外出を避け、基本的に自宅で過ごすこと、自宅においても咳エチケットや手洗いをするなど、感染症対策についての指導も行ってまいります。

また、学習支援につきましては、臨時休校前に各学校におきまして、各学年の実態に合わせ、家庭で行う学習の内容や取り組み方について指導しております。

さらに、今後、先ほど述べました児童生徒の健康確認とあわせ、定期的な電話連絡や家庭訪問、家庭とのメールのやりとり等を通して、継続的に、主にプリントやドリルを活用し、学習支援を行ってまいります。

なお、卒業式につきましては、現段階では、中学校が3月12日、小学校が3月19日に、卒業生、保護者、教職員のみでの参加で、できるだけ多くの方が長い時間接触することを避けるため、短時間で実施することになっております。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 防災・減災対策における昨年の台風19号時の反省点と今後の課題についてのご質問のうち、総務部関係の2点のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の避難指示等、市民への周知についてでございますが、避難情報の発令に当たりましては、気象情報や河川の水位情報などをもとに作成いたしました避難判断マニュアルに基づきまして、段階を追って、避難準備、高齢者等避難開始情報、続いて、避難勧告、そして最後に、避難指示と、状況に応じて3段階の情報を発令しているところでございます。

これらの情報の伝達手段といたしましては、防災行政無線をはじめ、市ホームページ、さらにはSNS、さらには茨城県防災情報システムを通じまして、緊急速報エリアメール、防災アプリ、テレビのデータ放送等に情報発信を行うとともに、必要に応じまして広報車を用いた周知を行うこととしております。

台風19号の際には、昨年10月12日午後1時30分に市内全域に避難準備、高齢者等避難開始情報を発令いたしまして、同日午後4時には市内全域に土砂災害による避難勧告を発令したところでございます。

その後、各河川の水位の状況に応じまして、里川沿いには、午後7時に避難勧告、午後11時45分に避難指示を発令いたしまして、久慈川沿いにおきましては、午後11時15分に避難勧告、翌13日午前3時に避難指示を発令したほか、竜神ダムの緊急放流等に伴いまして、山田川沿いに午後10時に避難指示を発令したところでございます。

避難勧告及び避難指示情報の発令が夜間となりました状況ではございましたが、防災行政無線

を含め、緊急速報，エリアメール，SNS，テレビのデータ放送などで情報発信を行ったところでございます。

避難指示等，市民への周知に当たりましては，夜間でありましてもちゅうちょすることなく，いかに早く，いかに広く，いかに正確に，そして，いかにわかりやすく情報を発信できるかを常に考慮いたしまして，現在の情報伝達の手段方法だけにとらわれることなく，多様な手段方法での情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また，防災行政無線につきましては，現在進めておりますデジタル化にあわせまして，情報伝達手段の多様化についても検討を進めてまいりますとともに，今回，一部で放送が聞きづらかったという報告もございましたことから，改めて，防災行政無線の取り扱い方について，広報紙等を通じて広く周知を図ってまいりたいと考えております。

避難情報を早目に出す対応についてでございますが，早目に出すことで，逆に危機感を感じず，必ずしも避難行動には結びついていないという状況も報告されておりますことから，当市におきましては，今後も避難判断マニュアルに基づきまして，段階的な避難情報を発令することで，対応してまいりたいと考えております。なお，避難勧告，避難指示情報の発令が，夜間の発令となることが予想される場合には，避難準備，高齢者等避難開始情報を発令する際に，事前に，今後において，避難勧告，さらには避難指示を発令する可能性がある旨をあわせて周知するなど行いまして，早目の避難行動に結びつけられるよう対処してまいります。

続きまして，土砂災害警戒区域の状況についてのご質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域につきましては，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づきまして，茨城県におきまして土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しておりまして，急傾斜地崩壊危険箇所，土石流危険渓流，地すべり危険箇所の3つに分類されているところでございます。

そのうち，急傾斜地崩壊危険箇所は，傾斜度が30度以上，高さが5メートル以上の急傾斜地で，その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に人家等がある，または今後立地が見込まれる箇所となっております。

土石流危険渓流につきましては，土石流発生の危険性があり，今後，立地が見込まれる場合も含め，人家等に被害を及ぼすおそれのある渓流となっております。

当市では，茨城県が実施してきました調査をもとに，平成19年度から土砂災害警戒区域を反映いたしましたハザードマップの作成及び見直しを行っておりまして，金砂郷地区においては平成26年度に，常陸太田地区においては平成27年度に，水府，里美地区においては平成28年度に見直しをいたしましたハザードマップが最新のものでありまして，該当する地区に対しましては全戸配布を行っているほか，出前講座でもその活用方法等について周知を図っているところでございます。

今回の台風において発生した土砂災害でございますが，幸いにも負傷された方や全壊，大規模半壊等の判定を受けた住宅は確認されておりませんが，土砂崩れや路肩の崩落など，道路に影響を及ぼしたものが9カ所，住宅に被害を及ぼし，罹災証明を発行したものが6カ所ございました。

なお、住宅に被害を及ぼした6カ所のうち3カ所につきましては、先ほど申し上げましたハザードマップにおける警戒区域の基準に至らない箇所がありましたことから、今後、県と情報共有をしながら、検証を進める必要があると考えてございます。

土砂災害を想定した避難情報につきましては、河川のように、明確な水位といった数字による基準はありませんが、県と水戸地方気象台から発令されます土砂災害警戒情報の危険度のレベルに応じて段階的に避難情報を発令することとしております。

今回の台風に際しましては、昨年10月12日午後3時25分に県と水戸地方気象台から本市に対しまして土砂災害警戒情報が発表されたことに伴いまして、同日午後4時に市内全域を対象といたしまして、土砂災害に対する避難勧告を発令したところでございます。

なお、この避難勧告の発令に当たりましては、既に開設をしておりました避難所を8カ所から13カ所に増やす対応をとったところでございまして、同日午後2時時点での避難者数は59名でありましたが、避難勧告発令後の午後5時には346名の避難者がありましたことから、この避難勧告情報の発令が一定の避難行動につながったものと考えております。

今後とも、土砂災害被害の未然防止及び被害の最小化のため、平時からのハザードマップの周知と活用に努めてまいりますとともに、災害時には的確な避難情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

〔鈴木淳市民生活部長 登壇〕

○鈴木淳市民生活部長 台風19号時の災害ごみ等の仮置き場についてのご質問にお答えいたします。

今回の災害仮置き場につきましては、仮置き場として利用できる土地としてのリストアップしておりました市有地の中から発生場所等を考慮し、清掃センター及び旧水府中央公民館跡地をあわせて、東日本大震災の際にも仮置き場として利用した県有地である宮の郷工業団地についても茨城県と協議をし、許可を得て、災害発生時の翌日午後には受け入れを開始したところでございます。

今後は、災害の規模や発生場所など、さまざまな状況を想定した候補地を事前に設定しておくことにより、さらに迅速な対応ができるものと考えますので、検討してまいります。

○成井小太郎議長 建設部長。

〔真中剛建設部長 登壇〕

○真中剛建設部長 防災・減災についてのうち、4番目の河川の氾濫、浸水の要因についてのご質問にお答えいたします。

台風19号によります久慈川と浅川の堤防決壊の直接的な要因としましては、国土交通省関東地方整備局の那珂川・久慈川堤防調査委員会により既に発表されておりますが、久慈川での要因としましては、堤防高が上下流に比べまして低い箇所において、川の水が堤防を越えてあふれ出す越水によりまして堤防の民地側ののり面のり尻が削られ、堤防の強度が低下し決壊に至ったことから、越水が要因であるとの見解が示されております。

浅川につきましては、上流側で氾濫した水で民地側の水位が上昇し、その水流により民地側から堤防を越えて、河川側の堤防のり面が削られたことにより決壊したとの見解が示されております。

茨城県管理であります里川の中上流部につきましては、上流域におきまして時間雨量57ミリ、最大24時間雨量339ミリと、従来の記録を更新するような大雨となったことにより、河道が湾曲した箇所や堤防が上下流に比べて低い箇所において、やはり越水により河川の氾濫や浸水被害が発生したものと推定されております。

特に、小中町の国道349号や町屋町の市道などが浸水しましたが、議員ご発言のように、河道内で繁茂する竹木やごみが橋梁の高欄や橋脚等に集積しまして、水の流れをより阻害し、浸水被害がより大きくなったものと考えております。

次に、これらへの対応としましては、国の令和元年度補正予算が可決されたことによりまして、国土交通省では、久慈川緊急治水対策プロジェクトが開始され、具体的な実施箇所はこれから決定されるものと思われませんが、主に3つの手法を組み合わせました多重防御治水の推進としまして、まず1点目は、流下能力を確保するため、河道内での土砂掘削、樹木伐採による水位低減や堤防本体の整備を、2つ目は、河川流域につきましても、遊水池の確保などによる貯留機能の向上を、さらに3つ目としまして、土地利用、居住区域の検証などの手法の、これら3つの手法が進められることとなっております。

また、同省としましては、対応する組織の強化としまして、久慈川緊急治水対策出張所を立ち上げ、あわせて、県管理であります同河川の大子町等の区間や当市内の浅川破堤箇所に対しましても、国の権限代行による県にかわって、河道掘削、堤防整備等を行うことが既に決定されております。

なお、今回、被害の大きかった久慈川沿線の、当市を含めました3市1町の共同で、さらに茨城県とも協議の上、11月に国土交通省に対しまして、令和元年度台風19号豪雨災害に対する緊急要望書を提出させていただきました。同要望書に言及、提言しました主な内容は、先ほど申し上げました同省の対策プロジェクトにも反映していただいている状況でございます。

最後になりますが、当市としましても、これら各施策や情報を河川管理者であります、国、県とこれまで以上に緊密に連携を図り、要望や提言なども行い、災害防止、被害の軽減により努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 消防長。

[宇野智明消防長 登壇]

○宇野智明消防長 防災・減災対策についての5点目、消防団の水害時の装備等についてのご質問にお答えいたします。

現在、市では、消防団員に対して、新たな消防団員の服制基準に適合した活動服を今年度から2カ年計画によって全ての消防団員に貸与し、さらに入団の際には、災害活動時における安全を確保する上で、救助用半長靴、耐切創手袋などを貸与しております。

議員のご発言にございました雨がっぱ、長靴、ヘッドライトにつきましては貸与をしております。

せんが、今回の台風19号などの活動実態を検証し、装備品の改善を図る必要があると考えております。

今後の対応といたしましては、総務省消防庁が定める消防団の装備の基準により貸与することが望ましいとされている雨がっぱにつきましては、団員の雨天時の安全確保や健康管理面を考慮し、新たな貸与品として、順次、計画的に整備を図ってまいります。

また、消防団の整備の基準に定められていない長靴、ヘッドライトについては、地域の実情並びに水害活動の実態を踏まえ、貸与について検討してまいります。

なお、当面の間については、各分団の活動で必要な消耗品等を購入するため支給しております分団運営報償費により整備を進めていただきたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

〔10番 深谷秀峰議員 質問者席へ〕

○10番（深谷秀峰議員） 何点か再質問をさせていただきます。

まず初めに、感染症予防対策の1番目なのですが、本来ここでは、学校での予防対策を聞こうかと思ったんですが、そうしているうちに、突然、全国一斉の休校措置になってしまいましたので。先ほど言ったように、今一番心配されているのがクラスターと呼ばれる感染者集団の発生なんですよね。そうすると、学校が休校になって子どもたちが今一番心配なのは、学童保育の現場だと思うんですけれども、学童保育の現場は、今どういう予防対策をしているのか、お尋ねいたします。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○岡部光洋保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

児童クラブの対応につきましては、学校のほうが臨時休校になりました3月2日から開設のほうを対応しているところがございますが、時間といたしましては、全日ということで、朝の7時半から6時半までで、こちらのほう全児童クラブにおいて対応しております。さらに民間の児童クラブ3カ所ございますけれども、こちらのほうも同様に対応しております。

これらの児童クラブ開設に当たりまして、対応のほうでございますけれども、急に学校のほうが休校となったということで、新たに希望される方、家庭もおりますので、こういった方につきまして、随時受け付けを行っているところでございます。

また、定員を超過するような場合には、教育委員会と連携を図りながら、校舎を活用するなど、利用希望者に対しまして柔軟に対応しているところでございますが、感染症の予防対策といたしましては、ほかの公共施設と同様に対策を行うほか、利用児童につきましては、手洗い、うがい、マスクの着用など予防を行うほか、保護者には毎朝の児童の体温測定と体調観察等、報告をお願いしているところでございまして、発熱や体調が悪い場合には家庭で休養していただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） それでは次に移ります。

防災・減災対策の中で、初めに土砂災害警戒区域の状況なんですけれども、本当に幸いにも、人的被害がなかったというのは、これ、ハザードマップを作成し、注意勧告してきたことも1つの大きな要因になっていると思うんですけれども、大事なのは、台風が過ぎた後に、その警戒区域の現状はどうだったのか。崩れはしなかったけども亀裂が入った箇所はないのかどうか。または、溪流の上流に切り捨て間伐された木材等が大量に蓄積しているような状況はないのか。そういう状況を確認するのも必要かなと思うんですけれども、それについてはどう考えていくか、お尋ねをいたします。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

危険箇所の見回りの件でございますが、こちらの場所につきましては、道路橋梁等でございますけれども、こちらのほうにつきましては、台風などの災害等が発生される、そういった事前にパトロール等を実施しまして、状況等の確認をさせていただいているところでございます。当然、災害が発生した後の状況についても確認をさせていただいているところでございます。なお、さらに住民の方からの通報等ございました場合には、それにあわせても随時現地のほうの確認を行っている状況でございます。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） やはり、台風が去った後に、どれだけその次の災害を引き起こさないように備えるかというのは重要なので、ぜひとも、そのパトロール等を住民の方たちにも含めて検討していただきたいと思います。要望しておきます。

次に、3番目の災害ごみ等の仮置き場についてでありますけれども、これは東日本大震災のときも言われたことなんですけれども、便乗ごみが心配されるんですよ。中でも、業者等が悪質に、災害ごみ置き場にゴミを捨てるような状況が東日本大震災のときもあったんですけれども、今回はこの便乗ごみ対策についてはどう取り組んだのか、現状はどうだったのか、お尋ねをいたします。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

便乗ごみ対策等でございますけれども、災害ごみ仮置き場での受け付けの際には搬入車両のナンバー、運転手の運転免許証を確認し、搬入の内容物等を確認した上で受け付け簿へ記入するとともに、処分の際には、処分業者へ搬出しやすいように、搬入時の分別を徹底させるため、職員等を配置するなど、便乗ごみ対策等も含め、適切な管理に努めてまいりました。

以上です。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） ありがとうございます。災害ごみ等の仮置き場については、やはりその災害ごみの種類とか、あとは当然季節によって、ひどいにおいを発するようなゴミが出る場合なんかは、やはり、仮置き場の設置場所というのは非常に難しくなってくると思うので、今後リストアップしていく中で、そういうことも勘案して、ぜひとも適切な場所を検討していただ

きたいと思います。

次に、河川の氾濫浸水の要因について1点質問いたします。

河川の被害調査が終了して、一体、本市内でどれくらいの堤防決壊があったのか、それについてお尋ねをいたします。

○成井小太郎議長 建設部長。

○真中剛建設部長 ただいまの質問にお答えいたします。

当市におけます堤防決壊の箇所数でございますが、まず、里川につきましては、決壊箇所が5カ所ございまして、内訳としまして、茅根町地内で3カ所、常福地町地内で2カ所でございます。また、浅川につきましては2カ所ございまして、内訳としまして、松栄町地内と中野町地内のそれぞれ1カ所となっております。

以上でございます。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） 最後に、消防団の水害時の装備等について要望をさせていただきます。

私も、機能別も含めると、36年、消防団にお世話になっておりますけれども、やはり火災時の装備というのは物すごく、こう充実している反面、先ほど言ったように、水害活動時の装備が本当に不十分だになって、こう常々思っていたんです。最低限でも雨がっぱというのは必要なのかなと思うんですけれども、今、農家の方以外というか、余り家庭で雨がっぱを装備している、用意しているところってないのではないかなと思うんですよね。私も自分の所属する分団の人に聞いたら、この間の台風のときは中学生の息子の通学用のかっぱを借りて出てったとか、そういう話を聞いたんで、かっぱが、3,000円もすれば、結構それなりにいい物を買えますから、3,000円掛ける900人というと、装備するのにそれほど問題ないのかなと思うので、先ほど消防長が答弁したように、雨がっぱについては装備するということなので、次の大雨の前には、ぜひ全消防団員に雨がっぱが届くようにお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。